

「共同学校事務室体制の推進」までの振り返りとこれから（整理）

（静岡教育事務所 総務課）

- 1 「チームとして学校」の実現を（平成27年12月中教審答申）
 - ・社会や経済の変化→子ども・家庭・地域社会の変容→学校教育の課題が複雑化・困難化
 - ・学校は、校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動及び学校資源を一体的にマネジメント…の考え方により対応する必要がある
 - ・そのためには、教職員や学校内の多様な人材が各々の専門性を生かして能力発揮→子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせる…チーム学校が理念に、合言葉に

- 2 「次世代の学校・地域」創生プランの実現に向けて（平成28年1月文科大臣決定）
 - ・子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現
 - ・プランの概要＝教員改革＋学校の組織運営改革※＋地域からの学校改革・地域創生
 - ・学校は、“社会に開かれた教育課程”で再構築⇒新学習指導要領（小2020年度実施）
 - ・事務職員の職務規定見直し、事務職員の主体的な学校運営への参画を推進 ※

- 3 平成29年3月関係法律等の一部改正（国民）が事務職員へ期待したもの
事務職員は学校における基幹的職員であり、小中学校等で原則必置（学校教育法第37条第1項）に加え、
 - 学校教育法（第37条第14項：『事務職員は、事務をつかさどる。』）
 - ・学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職。
 - ・学校におけるマネジメント機能を十分に発揮させるために、
→ 事務職員が「学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理」し、より主体的・積極的に校務運営に参画することを求める。
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5：『教育委員会は、～学校の事務職員が共同処理するための組織として～共同学校事務室を置くことができる。』）
 - ・〈想定〉学校事務の共同実施は、日常は各校で勤務している学校事務職員が、週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務業務を共同で行う。
 - ・「共同学校事務室」を制度化（併せて公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により「共同学校事務室」を置いている場合に事務職員定数を加配措置できるよう整備）し、事務の効率化などを推進。
→ 事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上が実現できる。

- 4 事務の共同実施から共同学校事務室（体制）へ
上記3を受け、今後、一層求められる役割を果たすためのあり方は？
⇒ 事務職員は、教頭等とともに校長を補佐して校務運営を行うべき重要な職員である。
 - ・チーム学校の機能強化を県全体で目指す。
 - ・室設置は、単に一部の業務を集中処理するための共同事務センターとしての機能

を目指すものではなく、構成する全ての学校における校務運営や教育活動支援等の事務職員の職務を組織的に遂行する。

⇒ 事務職員の主体的な学校運営への参画推進のためには、法制化された共同学校事務室の設置・運営が有効な体制である。

組織的な業務遂行（室長の室員指揮監督権限の付与が前提）→ 事務職員自身の資質・能力の向上を図る → 業務の効率化をさらに進め、校務運営への参画を一層推進していくことが可能となる。

- 静岡県教委では、平成 29 年 10 月市町教委あて室の試行実施通知、同 30 年 4 月にはモデル地区として 5 市町が共同学校事務室設置を試行、同 30 年 9 月に県教委から指針通知。31 年度から設置可能な 28 市町で室設置（加配措置++非常勤職員）、令和 2 年度には県内全 33 市町で共同学校事務室が設置。
- 室設置にあたっては事務職員の職務、権限及び責任の明確化することが必要となる。共同学校事務室の設置、運用 ⇒ 国の加配措置（本務職員配置等）
- 市町立学校事務職員が遂行する業務のあり方、職務内容等は、各地教委が主体的に、それぞれの地域の実態に応じて検討する必要がある。

5 小中学校事務職員のキャリアプラン概要案

履歴書の電算化、旅費の個人口座振込事務並びに標準的職務通知改正、全市町での共同学校事務室体制、参事職（課長級）の設置等々一つ一つの事業項目は次々と進められているが、全体像を示すプランそのものは外部発出せず内部資料（平成 30 年度末）としてあり、各事業が運用確認後ようやく令和 2 年度内には県教委義務教育課から通知予定である。

〈 参考資料 〉

◇ 学校教育法等の一部改正に係る国会審議（事務職員関係）第 193 回通常国会参・文教科学委員会 H29. 3. 23

附帯決議 六「～、また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることをないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること。

Q) 木戸口英司委員 それでは、事務職員についてお伺いをいたします。従来、いわゆる一人職場であります、研修や先輩からの指導も必ずしも十分研修や指導が十分でない実態があったと承知しております。こうした中で、チームでない実態、学校に対しては、校務運営への参画等が新たに求められる事務職員には不安があるとも聞いております。丁寧な対応が不可欠であると考えます。文部科学省としてどのように対応していく考えか、伺います。また、校務運営に参画できるようにするためには、教員職の職務内容を把握することが必要であり、さらに学校マネジメント職としての人材養成、採用、研修等の在り方についても検討すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

A) 国務大臣（松野博一君） 今回の事務職員の職務規程の見直しにより、学校事務について事務職員が一定の責任を持って処理することとなり、学校全体の事務の効率化や校務運営の改善が期待されるところです。こうした効果を実現するためには、事務職員が管理職を補佐して学校運営の改善に役割を果たすことができるよう、十分に周知するとともに、事務職員の資質向上を図ることが必要であると考えております。このため、文部科学省では、事務職員を対象とする研修プログラムの開発や全国的な普及を図るとともに、教員研修において、各地域において中核となる事務職員を対象とする中央研修を平成 28 年度から実施するなど、事務職員の研修の充実に取り組んでいるところです。本法案が成立すれば、委員御指摘のように、事務職員には更なる活躍が求められることから、文部科学省としてはこうした取組を通じ必要な支援を行ってまいります。